

と き 平成26年6月13日(金) 10:00～11:00

ところ 知事会議室

(高田部長)

冒頭申し訳ございません。

高橋知事は急な用務が入りまして、ちょっと遅れてまいります。誠に申し訳ございません。知事からも、申し訳ないが定刻になったら始めていただくように、ということでございますので、早速ですが、ただ今から平成26年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議を開催いたします。

それでは、ただ今申し上げましたように、本部長であります知事の挨拶は後ほどということでお願いをしたいと存じます。

それでは議事に入ります前にですね、6月9日付けで新たに、札幌弁護士会の橋本佐和子様に本部長に御就任いただいておりますので、御紹介いたします。よろしくお願ひいたします。

(橋本本部長)

よろしくお願ひいたします。橋本と申します。

(高田部長)

それからもう一人、本日オブザーバーとして御参加をいただいておりますD P I 北海道ブロック会議の我妻議長さんにも御出席をいただいております。

(我妻議長)

おはようございます。

(高田部長)

後ほど、お話をいただきたく存じます。

それでは、会議の次第にございます報告事項、平成25年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について、それから4番目にございます、協議事項の「平成26年度北海道障がい者条例の取組方針(案)」につきまして、事務局の方から一括して説明をさせていただきます。

(坂本局長)

はい、保健福祉部の障がい行政担当局長の坂本でございます。申し訳ございません。座ってご説明をさせていただきます。

それではまず、平成25年度におけます北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について御説明申し上げます。

お手元の資料1、推進状況というものをご覧願ひます。

まず、表紙の裏面に、条例によります取組の概要を記載しております。北海道障がい者条例の

主な施策といたしまして、権利擁護の推進、障がい者が暮らしやすい地域づくり、障がい者の就労支援、このいわゆる三本柱を推進するため、図の上部にございます、現在開催しております推進本部を設けておりまして、1ページの上段に記載のとおり、昨年6月に本会議を開催し、取組方針などについて報告や協議を行いますとともに、調査部会におきまして、地域づくり委員会の活性化などについて協議を行いました。

次に1ページ下段の条例の広報についてでございますけれども、障がい者に配慮した接し方などを説明いたしましたDVDを、看護学校や社会福祉法人の職員研修などにおいて御活用いただきましたほか、フォーラムなどの開催やパンフレットによりまして、周知広報を実施いたしました。

資料2ページ目をご覧ください。

権利擁護の推進についてでございますが、条例に基づき設置しております、全道14か所の地域づくり委員会におきまして、27件の協議申立や相談について対応を行っております。また、障害者虐待防止法に基づき、道本庁に設置しております、北海道障がい者権利擁護センターにおきまして、60件の相談や照会を受け付け、このうち20件を虐待相談として市町村などの関係機関へ通報するなどの対応を行ったところでございます。

なお、資料の5ページ目から8ページ目に、地域づくり委員会に協議申立等のあった事案の概要でありますとか、権利擁護センターの相談対応状況の概要についての資料を添付しておりますので、後ほどご覧願います。

続きまして資料の3ページ、障がい者が暮らしやすい地域づくりについてでございます。

全道14の地域づくり委員会では、相談や申立のあった事案ばかりではなく、地域の様々な課題につきまして、積極的に協議を行い、暮らしづらさの解消に努めているところでございます。

各地域づくり委員会におけます、昨年度における地域課題は9ページに記載しておりますので、こちらにつきましても後ほどご覧いただければというふうに考えてございます。

資料の4ページ目、障がい者の就労支援についてでございますが、条例に基づき設置しております、北海道障がい者就労支援委員会の御意見を踏まえながら、就労支援の取組を総合的に進めてまいりました。その主な取組といたしまして、障がい者就労支援企業認証制度につきましては135社に、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録する制度、いわゆるアクションにつきましては、483企業、62市町村に認証や登録をいただいております。

また昨年4月に施行されました優先調達推進法に基づきまして、道の調達方針を定め、全庁をあげて、障がい者就労施設等からの調達の推進に取り組み、昨年度におきましては581件、1億580万円あまりの発注を行っております。

このほか、北海道障がい者就労支援センターでは、企業と授産事業所の仕事を繋ぎます共同受注など、総合的な就労支援を実施し、166件の商談が成立に至っております。

なお、10ページ以降に関係部等が所管いたします条例の関連施策の取組の概要につきまして取りまとめしておりますので、後ほど御参照願います。

以上が平成25年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況でございます。

続きまして、これまでの取組を踏まえまして、新たな課題や引き続き取り組む必要のある課題につきまして、平成26年度の取組方針案を作成いたしましたので御説明いたします。資料の2をご覧ください。裏面をまずご覧いただきたいのですが、本年度の取組方針といたしまして、基本方針と重点方針を設定いたしております。

まず基本方針につきましては、障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は誰にとっても暮らしやすい地域である、という基本的な考え方のもと、一つ目、障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視。二つ目、地域の課題解決力の向上等による地域間格差の是正。三つ目、福祉の枠を超えた幅広い関係者と連携・協働する施策の推進。四つ目、道民理解の推進。この4点に十分に配慮して取組を進めることとしております。

次に重点方針ですが、一点目の条例の広報につきましては、パンフレットやパネルなどの様々な啓発資材の活用や道職員によります出前講座など、障がいのある方々やその御家族はもとより、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。

二点目、権利擁護につきましては、地域づくり委員会の利用促進を図ることが重要と考えております。市町村が設置しております、障がい者虐待防止センターとも連携いたしながら、虐待防止対策などに取り組みますとともに、後ほど御説明を申し上げますけれども、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向け、道として必要な体制の整備について検討を行ってまいります。

次に三点目の、障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進につきましては、地域で暮らす障がいのある方々などの声を地域づくり委員会での協議に反映できますよう取り組むほか、来年3月までに、障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者及び障がい児に対し、サービス等利用計画を作成することとされたことに伴いまして、振興局と条例に基づきます支援員でございます、地域づくりコーディネーターの方々と連携しながら、市町村における相談支援体制づくりを支援してまいります。

最後に障がい者の就労支援についてでございますが、障がいのある方々とそれを支える企業の双方を応援する取組を進めることが重要と考えております。企業など関係機関と連携した就労支援を推進いたしますとともに、優先調達推進法に基づきまして、北海道全体における授産製品の受注拡大などを推進することといたしております。

本部員の皆様方におかれましては、今後の全庁での拡大実施につきまして、引き続き御協力いただけますようお願いいたします。

以上、平成26年度取組方針案でございます。よろしくようお願いいたします。

(高田部長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の資料2にございました取組方針案の重点のうち、障害者差別解消法が平成28年4月から施行されることとなっております。

ここで参考までに、平成25年度の道における障がい者の雇用の状況などにつきまして、総務部長と教育庁教育次長から説明をお願いしたいと存じます。まず、的井総務部長よろしく申し上げます。

(的井総務部長)

はい。総務部長でございます。

お手元の資料右肩に「参考資料（総務部）」と書いた一枚紙をご覧くださいと思います。

道の知事部局におけます、障がい者の方の採用状況、そして全体的な受入体制等について簡単に御説明申し上げます。

知事部局におきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率の順守、そして障がいのある方々の雇用の推進のために、昭和56年度以降、身体に障がいのある方々を対象とする採用選考を必要に応じて実施をしてきております。これまで99人を採用させていただいているところであります。また、平成25年度からの法定雇用率の引き上げに伴いまして、上の表の二つ目の箱のところにあります。平成24年度から毎年度選考試験を実施しております。今年度は前年度の倍以上にあたります11名を採用させていただいているところでございます。

今後ですが、障がいのある職員の定年退職等も勘案させていただきながら26年度以降も継続的に選考を実施し、計画的な採用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2番でございます。受入体制の整備についてでございますが、採用試験についてでございます。

視覚障がいのために活字印刷文による受験が困難な受験者の方々に対しまして、これまで点字受験を実施してまいりましたほか、車いすの受験者の方に対応した会場の選定など、受験しやすい環境を整えているところでございます。

また、入庁後の研修についてでございますが、車いす使用の職員にも対応した会場の選定などのほか、聴覚に障がいのある方々に対しまして、手話通訳者の配置をいたしております。新たに今年度からはこれに加えまして、要約筆記者を配置するなどの対応も行っているところでございます。

それから職員に対する意識啓発でございますが、新採用職員研修における手話や車いす体験の時間を設けておりますほか、新任課長級研修や新任主幹級研修におきまして、DVD上映を通じて障がいに対する見識や意識の向上を図るなど、働きやすい職場環境づくりに努めてきているところでございます。

全般的な庁舎における環境整備でございます。資料に数点書かせていただいておりますが、昨年度本庁舎の出入口から受付までの音声案内装置を設置いたしまして、また受付から関係課まで職員が御案内するなど、障がいのある方々が来庁された際の対応を含めまして、改善に努めてきているところでございます。引き続き取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(高田部長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、教育庁の杉本教育次長からお願いいたします。

(杉本教育次長)

教育次長の杉本でございます。

道教委における障がい者の採用状況等について説明いたします。資料は右上に「参考資料(教育庁)」と表示してある一枚もののペーパーをご覧くださいと思います。

まず1の(1)採用状況でございますが、表に記載のとおり、この10年間で採用者数を徐々に拡大してきておまして、ここ3年間の採用者数の平均は25人、道教委における本年度の障がい者数は、カッコ書き暫定数でございますけれども、558人となっております。

その表の下をご覧いただきたいと思いますが、採用の取組といたしましては、正規職員への採用として、それぞれの職に応じた、障がい者特別選考を毎年度実施しているほか、平成24年度から、道立学校の校舎環境整備の業務、具体的には公務補の職でございますけれども、その業務について、これまで民間委託を進めている中で、一部を直営方式に戻しまして、障がい者雇用枠とした上で、身体障がい者や知的障がい者を非常勤職員として任用しております。また、ひとりでも多くの障がいのある方が教員免許を取得し、教員採用選考を受験することができるように、教員養成課程のある道内の大学に対しまして、障がい者を対象とする特別な入試の実施についても働きかけを行っております。

中ほどの(2)の今後の見込みでございますが、道教委職員数の約9割を教員が占めているという状況に対しまして、教員免許状を所有する障がい者が少ないということから、教員への障がい者採用がなかなか進まず、法定雇用率に届かない状況が続いておりますけれども、近年進めております教員免許状を必要としない職への採用を、これまで以上に積極的に推進するなどして、採用者数の更なる拡大や、知的障がいのある方の採用についても努力していく考えでございます。

なお、2の受入体制の整備についてですが、施設整備として、毎年度各所管施設において計画的な整備を実施しているほか、環境整備として採用試験や研修等の場に、手話通訳者を配置するなどしてございまして、今後も障がい者の視点に立った、必要な整備や配慮について継続して取り組む考えでございます。

以上でございます。

(高田部長)

はい。ありがとうございます。

それでは、先ほど御説明を申し上げました資料1及び資料2に関しまして、補足する事項、あるいは御質問や御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは報告事項及び協議事項に係る議事については、この程度にとどめたいと存じます。

続きまして意見交換に移りたいと存じます。

平成28年4月の差別解消法の施行に伴いまして、地方公共団体などには差別の禁止や合理的配慮が義務付けられておりますが、全国に先駆けまして北海道障がい者条例を制定いたしまして、障がい者の差別解消などに取り組んできた道といたしましては、全庁を挙げた、より一層の取組が必要と考えております。

本日は差別解消法につきまして、皆様からの御意見を伺いたいというふうに考えております。

まず、意見交換に先立ちまして、法の概要を説明と思いましたが、ただ今知事がまいりましたので…

(高橋知事)

いえ、どうぞ続けてください。

(高田部長)

わかりました。それではですね、知事の御挨拶は後にさせていただいて、意見交換に先立って、

私ども事務局の方から説明をよろしく申し上げます。

(坂本局長)

それでは障害者差別解消法の概要について御説明申し上げます。

資料の3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」という資料をご覧ください。

差別解消法は、今年1月の障害者権利条約の批准に先立ちまして、国内法の整備の一環として制定されたものでございます。障害者基本法に定める差別禁止の基本原則を具現化いたしまして、2の(1)にあるとおり、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としております。

平成28年4月の施行に伴いまして、国及び地方公共団体は、差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されますことから、残り2年弱で道として必要な準備を進めていく必要がございます。

法に関し、道が今後取り組む事項として4点ございます。2の法の主な内容のうち(3)具体的な取組をご覧ください。

まず1点目、資料の真ん中あたり、太枠で囲ってございます、職員対応要領の制定でございます。職員対応要領は障がいを理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応することができますよう、不当な差別的取扱いの具体例や、合理的配慮の好事例等を示すもので、地方公共団体は努力義務とされておりますが、道といたしましては、制定に向けて現在検討を進めているところでございます。

なお、職員対応要領は、今後政府から示されます「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に則して定めることとされております。

2点目でございますが、相談及び紛争の防止等のための体制の整備でございます。

地方公共団体は、差別などに関する相談に応じ、紛争の防止や、解決のために必要な体制の整備に努めることとされております。

現在道におきましては、先ほど御説明申し上げましたが、障がい者条例による、地域づくり委員会がこの同様の機能を現在果たしているところでございます。

3点目は障害者差別解消支援地域協議会の設置でございます。

国及び地方公共団体の機関にあつて、医療・介護・教育など障がいのある方々の自立と社会参加に関連する分野に従事する者は、地域において差別に関する相談や差別解消の取組を円滑に行うため、関係機関による協議会を組織できるとされております。

今後、関係機関の皆様方の御意見を伺いながら、協議会設置の必要性も含めまして、検討していくというふうに考えてございます。

最後に4点目、事業主が労働者に対して行う差別解消の措置につきましては、障害者雇用促進法に委ねられてございます。資料3の2ページ目をご覧ください。

こちらの方は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」についての説明の資料でございますが、この資料の3の(2)に改正の概要という項目がございますが、そちらをご覧ください。

平成28年4月からは、事業主に対しまして、差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化、障がい者からの苦情に対する自主的な解決の努力義務が求められております。具体的には、今後国が策定する指針を参考にこれらの検討を進めていくこととなります。

なお、この資料のほか、本日は、「障害者差別解消法ができました」という内閣府作成のリー

フレットをお配りいたしておりますので、後ほどご覧いただければというふうに考えております。
以上で差別解消法の概要説明を終了いたします。

(高田部長)

はい。ありがとうございます。

意見交換に先立ちまして事務局の方から説明をさせていただきました。

それでは、高橋知事がまいりましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

(高橋知事)

高橋でございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただき誠にありがとうございます。遅れましたことをお許し
いただきたいと思います。

北海道障がい者条例、施行から5年というところになったわけでありまして、国に先駆けてこう
した条例を制定させていただいたわけでありまして、様々な形で、この障がいのある方々
を取り巻く制度についてもいろいろな動きがあったわけでありまして、そういった中でですね、
我々も改めてこの北海道障がい者条例の施行の充実であるとか、あるいは今、事務局から御説明
を申しました、国の方で28年4月施行予定となっております障害者差別解消法、こういったも
のの施行と相まった形で、障がいのある方々に対する差別の解消に向けた取組もこれまで以上に
しっかりとやっていかなければならないというように思っているところでございます。

限られた時間でございますが、皆様方の忌憚のない御意見をいただければと思います。よろし
くお願いいたします。

(高田部長)

ありがとうございました。

それでは、冒頭御紹介申し上げました、本日オブザーバーとして参加をいただいております、
D P I 北海道ブロック会議の我妻議長さんの方から、障がい者にとっての差別解消法についてお
話をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(我妻議長)

おはようございます。ただ今御紹介をいただきましたD P I 北海道ブロック会議の我妻と申し
ます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

私の方からは、障害者差別解消法の施行に向けてということで、限られた時間ですけれども、
ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず国の方では、障害者基本法の改正ですとか、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法
の施行、それから、これからですけれども障害者差別解消法の施行など、国連障害者の権利条約
に基づいた法整備が行われてきておりますけれども、私はここで改めて、平成22年に施行され
ました、北海道障がい者条例の先駆的な役割を改めて評価したいというふうに思っています。

5年を経過しておりますけれども、残念ながらといいますか、まだまだ周知度が低い状況にも
あります。ですけれども、法律ではなかなかカバーできない部分、例えば地域の暮らしにくい環

境の解消など、こうした取組の部分です。少々漠然としていますが、障がい者が暮らしにくい、と感じる様々な部分について、解消するための取組を行う、ということです。

しかしながらこれは生活全般にわたることから、一朝一夕にはなかなか難しい問題です。しかし地域づくり委員会で議論をして、解消へ向けての取組をするしくみがあるということは非常に重要なことです。

例えば、旭川では路線バスの車いす単独乗車について、利用者とバス会社の仲介を地域づくり委員会が行い、引き続き単独で利用できるようになった事例もあります。

また、札幌では虐待が疑われるケースについて仲介を行い、企業側にも従業員教育などを行っていく、こうした働きかけをした事例もございます。

こうしたことは、法律の取組ではなかなか難しい部分もございます。

北海道では条例の取組もありますから、法律の施行、具体的な実施にあたっては、是非ともこうした条例の事例や取組を踏まえて、更に障がい者団体からも意見を聞いていただき、施行に反映していただきたいというふうに思っております。

また、失礼ながら改めて、こうした法律と条例の周知を、全庁にもお願いをしたいというふうに思っております。

実は障害者優先調達法が昨年から施行されていますが、ご存じない役所の担当者…えーと、これは道庁ではありませんので御安心ください。(周囲：笑) 施行されていますけれども、たまたまご存じなかった役所の担当者のところに、障がい者事業所の営業の方がお伺いをして、仕事の依頼をお願いをしたところ、この法律をご存じないために仕事が発注されなかったという例がありました。こうしたことが起こらないように、是非周知の方も図っていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、私は条例の役割を改めて検証し、その上で障がい者団体からの意見も聞き、差別解消法などの実施に向けての受け皿づくり、既に条例でできている部分もありますけれども、更にその充実、上乘せなども含めてですけれども、そういうしくみづくりについては是非取組をいただきたいというふうに思っております。

簡単ですが、以上、私の方からのお話とさせていただきます。ありがとうございました。

(高田部長)

ありがとうございました。

ただ今、我妻議長さんの方から、条例を作って、我々どちらかというとそれで満足している部分もあるかと思ひまして、まあそういう部分ではこれからもっともっと周知を図っていかねければならないのかなというのを改めて今、感じた次第でございます。

それでは、ただ今の御意見などに関しましてですね、広く意見交換を行ってまいりたいと思っております。

有識者本部員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、順次、まずベテランの門屋先生の方から、お声を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

(門屋委員)

おはようございます。門屋でございます。

5年になったんだなというふうに、今聞きながら考えておりました。

5年前、本当に知事にはですね、道内あちこち、私も同行させていただくことなどもあって、大変勉強になることをさせていただき、ありがたく存じます。

5年の年月の中で、やはり障がい者が普通に地域で暮らせる、そういう条件整備の土台づくりがですね、この条例はやはり役立ったというふうに、私も大変高く評価をしております。

日本で二番目だったということもありますけれども、ここの条例が権利擁護と地域づくりと就労というこの、三つの柱を掲げたことそのものが、特に、地域づくりがですね、重要なんだということについて柱立てをしていただいたこと、これはもうこれからずっと続くことですので、その意味ではもう大変大きな条例だったというふうに思います。

今、我妻さんの方からも話がありましたように、法律がいろいろと改めて出てきた。むしろこれは、この条例が望んでいた法律が、国の方が作り続けたということになりましょうし、私あたりはこのことがなければ、いくら条例があったとしてもですね、十分に道民が安心して暮らせるというふうにはならないというふうに思っていましたから、こういう法律が新たに出てくるということになりますと、条例と法律との兼ね合いというか役割分担がですね、これからもう一度整理をしなければいけないだろうというふうに思っております。

地域づくり委員会に加えて、現在は31名の地域づくりコーディネーターをこの条例の中で支援員として配置していただいているわけですが、この人たちが、まさに地域の中で、様々な情報を、縦割りの部分を横串を刺すかのようにですね、連携する部分を作り続けてきたということは、私は大きかったのではないかとこのように思っています。

そうしますと、何か組織を作って、そこに意見を待っているということだけではなくて、日々の相談の中から、様々な課題、生活は保健福祉部の領域だけではなく本当に広い領域、ここに部長さん方がお集まりのようにですね、とても広い領域にわたっていることからいえば、その横断的な組織のあり方も、あるいは横断的な情報の伝わり方も、これが時々私たちからすると、やりにくさを感じる部分もございます。

ここのところ、地域づくり委員会は、単に苦情や、困っていることだけが持ち込まれるだけではなくて、そこから市町村にもいろいろと発するものがあったいいと、いうふうにも思っています。先ほどの報告の中に開催回数がありましたが、あの回数は何かがあった時の回数がほとんどかもしれません。むしろ定例的な会議が開かれて発信するような方法をですね、私は是非お願いしたいと。

先ほど、新しい法律の、様々なことが現場で分からない、ということについてのPRの必要性も言われておりましたが、そういったことの役割もそこにあるのではないかと、役割をむしろ持たせるべきではないかとこのように考えています。

市町村が障がい者福祉全体の責任を一義的に担うことの体制が、(平成)18年以降にできたわけですが、これに伴って市町村間の連携というのも実は非常に重要なわけですが、北海道は広域で自立支援協議会を作ることが極めて少ないところになっています。都道府県の中では一番少ないかもしれません。要するに4町、5町が集まって自立支援協議会、横の連携が取れるような形を作る。一つの市町村に全てのサービスを作っていくという、合理的でないやり方よりもですね、隣の町にある事業を使えるようにする、というような、そういった工夫が

やっぱり北海道はもっとあった方が良くというふうに思います。

このところをどこかの機関がまとめてやらなければいけないとすれば、法律は比較的縦割り、条例はむしろ横串の役割をですね、是非持ってほしいというのが、総論的にはありますけれども、私の期待をしているところであります。これが一点。

もう一点は、様々な人材を養成しなければなりません、福祉人材は、これからの少子高齢化もありますから、全体にマンパワーの不足ということもございますけれども、職種限定的な役割ではなくて、職種が少し幅を持たせて広げるような役割を持ってやらなければですね、マンパワーはやはり確保できないというふうに思います。

じゃあその工夫を行うのは誰かという、どなたかがやはりコーディネートをしたり、あるいは個別のことでマネジメントをしたりと、この2つのキーワードは大変大きいというふうに私は思っております。

そういう意味でいうと、地域づくりコーディネーターというコーディネーターは、まさにその横串、あるいは幅を広げていくこと、つなげてあげる仕事、こういったことについて、重要なわけですけども、先ほどのこの条例で作っている、位置づけていただいている支援員である地域づくりコーディネーターの方々の身分の保証、あるいは、確保ですね、(平成)17年から実は北海道は先駆けてこのコーディネーターの事業を始めていただいていますけれども、それなりに経験が重なってくると年齢も高くなり、それなりの地位になると法人の中ではそれが専従がなかなか難しくなるということもあって、人が替わるということも起こります。加えて、支えていただく人件費の問題も少々先細りの傾向もあるということも現実には起こっています。

これらについて北海道の方でも是非、まあ大変でしょうけども、財源の確保も含めてですね、お願いしたいと、この人材の問題。

もう一点は、行動障がいや何かをおこしていらっしゃる方々の支援をするのはかなり専門性の高い人材を養成しなければいけない。この人材養成はやはり地域ではできませんので、広域的に北海道全体の中で人材養成をしていくべきであろうというふうに思います。

現在私どもも、CMネットという法人を作らせていただいて、800人から1,000人の相談支援専門員とサービス管理責任者の養成研修を、ずっとさせていただくことをしているわけですが、この沢山の人数の研修生を送り出してもですね、実はその業務に服する人たちは大変少ないということが現実には起こっております。それは何故かという、一つには給与が安定していない、事業として成り立たないという問題がございます。しかしそのニード、必要性は現場で沢山あるわけですから、今年も600人からの希望者が450に切らざるを得ない、こういう現状はこれからもですね、続くだろうと思います。相談をちゃんとまともに受け止められる人たちをですね、これからは是非予算も含み御検討いただきながら継続していただければと、確保することを、あるいは質の担保をですね、しなければならぬというふうに思っておりますので、この二点、人材の養成と組織、条例の組織の再編成みたいなことをですね、お願いしたいと思っております。少し長くなってすみません。よろしく願いいたします。

(高田部長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、橋本伸也先生、よろしく願いいたします。

(橋本伸也委員)

はい。ただ今、本当に幅が広く、それから重要な核心をついた話をいただいて、重複は避けたいと思いますので、私の方からは、今の条例が生きたものになってゆくということについて、やっぱり道民の理解があって、というのが最も重要な基盤だろうと思います。関係者はもちろん、努力はされていると思うんですけども、「発信」ということではやはり常に、定期的に繰り返し繰り返し情報発信を続けていくということが重要になってくるんじゃないのかなと思います。

それで一定時期、強化月間ですとか、あるいはキャンペーン週間だとかというような形で、関係者にも周知を図っていく、そうすれば、自分たちのやっていることの見直しにもなるであろうし、それからまた、そういう活動が道として強く推進しているんだなということが道民にも伝わるであろう、というようなことから、是非道民の基盤というところへ強く働きかけるようなしくみというか、行動というものを道としてとっていくことは重要じゃないかなと思います。

それからちょっと附帯的なことになるんですけども、やはり、条例が生きたものになるためには一つ一つのしくみが、しっかりと機能していくということが大事になると思います。それで私の方からは、障がい者の移動ということについて、やはり常に見直しをし、ということが重要じゃないかなと思っています。特に広域で寒冷、積雪という、本当に固有の、北海道自らが考え、工夫していかなければならないテーマを持っておりますので、そういう意味では、どのような形で外出があるかということが、種々あるんですけども、通学だとか就労だとか以外にも生活のための、あるいは余暇のための外出もあれば、生徒さんであれば社会を知るための外出ということもありますので、幅を広げた移動の支援のあり方ということを是非見直しをかけて、それから改善すべきところを手を付けていただければなというふうにお願いします。

それから最後ですけれども、特別支援の学校を終えて、そして社会にという移行時期において、就労支援というような形で職業現場実習みたいな形でものすごく力を入れておられるというのは承知しているんですけども、7割強の生徒さんたちはやはり施設、あるいは福祉の事業所の方の利用者となっていくわけですから、そういう福祉の様々な事業の展開だとか、あるいは制度の利用だとか、就労に限らず生活をどう作っていくかというようなところでの支援も必要だし、それから日中をどう、長い人生の中で蓄積をして一歩ずつ歩いていくかというふうな形での、社会資源の活用ということも必要となってきますので、そういう意味で在学中からそういう情報が御本人、あるいは御家族の方にしっかりとこう、行き渡るような形のしくみづくりということも、是非、教育、それから福祉保健というふうなところを超えて、つながりを良くしていくということを見直したり、あるいは改善をとということで、是非力を入れていただければなというふうに思います。

以上です。

(高田部長)

ありがとうございました。

それでは続きまして日置先生、お願いいたします。

(日置委員)

皆さん方からもあったんですけど、私も今、全体的にいろんな法律が整備されていくというのは、非常に期待をすると同時に不安も半分ありまして、私たちは地域とか身近なところで生活をしていると、新しい法律ができたからといってすぐ自分たちに何か良いことがある、という感覚があまり無いんですよ。でもそれじゃあ多分いけないんだろかな、というのを常に感じていまして、これからは、これから整備されるに当たって、条例とか法律がいかに身近な存在になるか、ということが、進めていく上で一番大事になるんじゃないかというふうに私は思っています。

その中では、やはり身近なものにするのはやっぱり人が大事だと思いますので、人をどう育てていくか、あと現場をどう大事にできるかっていう視点が、取組の中に入ってほしいというのが全体的な私の考え方なんですけど。

最近、自分の現場の中で意識しているというか、問題だなと思っているのが幾つかあります。

一つは福祉の障がい者の問題が、福祉の現場に出るのではなく、別のところに沢山出てきているというので、例えば刑務所などの法務関係の支援施設にいる方たちに非常に障がいのある方が多くいるということ。私、釧路のNPOでは自立準備ホームといって、刑務所から出てきた方を引き受ける事業もやってるんですけど、そこで保護観察所から紹介されてくる方たちはほとんどの方が、何かしら障がいを抱えていらっしやると。たまたま福祉の仕事をしている私たちのところへ来るのでそこはできるんですけど、そうじゃないところに行った人たちは、そこにたどり着けないような人たちは、また同じことを繰り返してしまって、社会の中でも地域の中でも受け入れられない存在になってしまう、というようなことがあるので、そういう福祉のところじゃないところに出て、明らかになってくる、表現されるような課題を、どう福祉が連携してできるかっていう、何か仕掛けが必要なんだろうなというのが一つ感じています。

その中で、今差別解消法なんかもできて、一番見過ごされそうなのは、やっぱり見えない障がいの問題で、視覚障がいだったり、身体障がいであったりっていうと誰が見てもどこに障がいがあるかっていうのが分かるんですけど、いろんな現場にいると本当にその見えない障がい、発達障がいが一番見えにくいと思うんですが、発達障がいの問題であったり、精神の障がいであったりすると、どういう配慮をするのがいいかっていうことが、専門家ですらこう、じっくり付き合わないといけないという現状があるので、その見えない障がいのある方への理解、それを作っていくというか、「こうですよ」って答えはすぐに出ないので、それを一緒に考えていく、それが多分相談だったり、事例をどこかにあげて、みんなでそれを共有するっていう仕掛けが必要なんだろうなというふうに思っています。

そういった課題意識を踏まえた上で、具体的に何かできそうなことはないかと自分なりに具体例のヒントを考えると、まず障がいのある方の相談を受けるところはもちろん大事なんですけど、私は住民だとか企業だとか、支援者が困った時に相談ができる場所があると一番いいなと思います。

実はなんか企業とかも障がいのある人を雇ってほしいって、まあそういうのも分かるし、気持ちとしてあるんですけど、実際に一生懸命雇おうとすると、トラブルが起こったりとかしちゃうんですよ。そうすると余計に障がいのある方を理解をできずに誤解をしてしまって、もう二度と障がいのある方を雇いたくないみたいな形になってしまうので、受け入れようとした住民だったり企業だったり地域が困ったときに、それをちゃんと受け止めてもらえるような形があると、事例もどんどんあがってくると思いますし、解決方法もいろいろ幅広く考えられるのかなという

ことで、その相談のなんていうのかな、受け入れの広さみたいなものが必要かと思います。

私、2年前から国の事業で「よりそいホットライン」という24時間365日、何でも、どんな悩みにでも寄り添います、という電話相談、フリーダイヤルを設置して今お手伝いしているんですけど、毎日4万コールの電話がかかってくるんですよ。その中で障がいのある方、特に見えない障がいのある方の関係する相談が、ものすごく多くあります。だから地域づくり委員会みたいな、何か申し立てしてくださいというやり方は、やっぱりそれにたどりつく人は相談できるんですけど、もっと敷居の低い相談をやらないと、本当の現場の声というのは出てこないですから、さっき橋本さんからもお話あったんですけども、何かキャンペーンをはるとしたら、例えば一週間フリーダイヤルで何でも相談をやってみるとかすると、ものすごい現場のいろんな相談が出てくるかなとか、あと住民からの相談を見つけるみたいなことをやっても面白そうかなというふうに思います。

あとはその中に、当事者の方たちの活躍の場を入れてほしいと。当事者の方たちの目線で、当事者の方たちがそういう地域の実状を感じられて、自分も参加できる機会があると、どうしてもこう、何か話をするというと、専門家だったり、何かいつも同じ人が会議に出てきて話をしてしまうと、こう空中戦になってしまうので、そうじゃなく本当に現場レベルで話するというふうにするためには、当事者の方が参加して、日常的に話し合えるような機会を作っていくということが大事だと思います。

その上では門屋さんもおっしゃってたんですけど、それをつなぎ合わせるものが、北海道の場合は先行的に地域づくりコーディネーターが全道で、もう駆けずり回って頑張っているんで、その方たち中心にして、住民も巻き込んでやっていくというのが必要なのかなというふうに思います。

…あ、あともう一つですね、そういう意味では国レベルでいうと、生活困窮者自立支援制度というものが来年の4月から本格的に施行されるんですけど、それの中では今までの相談、いろんな縦割りの相談だったものを、横断的に相談しましょうというしくみを全ての市町村に設けるといような制度が、まあ困窮者という枠ですけどあるんですよ。でも困窮者というと、障がいのある人も当然すごい比率で入ってくるので、そういった国の新しい動きの中にも北海道は先駆的に行っている条例の取組と連動させて、また縦割りを沢山作るのではなく、連動した中で限られた人材を有効に使っていくというやり方もあるんじゃないかというふうに思います。

はい、以上です。

(高田部長)

はい、ありがとうございました。

それでは橋本佐和子先生の方からお願いします。

(橋本佐和子委員)

時間の方がだいぶ…大丈夫でしょうか。

私、弁護士をやっております。相談を沢山受けたり、ケースを受けたりすることがありますけれども、その中で精神障がい者の方の入院先に相談に行ったりとか、それから知的障がい者の方の、中度や軽度の方ですけども、そういう方の相談を受けることが結構あります。

弁護士ですからその一つの件について、事件を受けて解決をするんですけど、それはほんの一部に過ぎなくて、問題とか生きづらさを沢山抱えている方がほとんどなんだな、というような印象を受けています。

その問題とか、その生きづらさというものの中には、役所の窓口の対応なんかっていうことも結構含まれていて、例えば生活保護の申請をしようと思ったけども受付までいかないだとか、ケースワーカーの方がちょっと馬鹿にしたような態度をとったとか、働けないんだけど働けてという指導を受けるとか、そういったようなこともかなり含まれています、というのが現状だと思っています。

今のが一つ目、現状なんですけども、二つ目として、今回、差別解消法のことについてというお話でしたので、それについて検討してきたんですが、資料3でいいますと、3番のところに10条で、職員対応要領というのを作るというお話ですので、ちょっとここについて気を付けてほしいなというところなんですけども、私の経験で高齢者虐待防止法が何年か前にできて、市町村が対応すべきということの中で、弁護士がアドバイザーとして会議に入ってアドバイスするというようなことを結構やっているんですけども、その中で役所の対応として、いつも感じるのが、やらなきゃならないんだけど前例がないからやらないですとか、やったことがないからやらないとか、それからできるだけこう、延ばしてやらないで済ませようとか、会議では決まったんだけど上司に相談したら上司がノーと言って結局できないとか、そういうことを結構経験しているんですよ。

この法律で、役所が合理的な配慮をすることが法的義務になっているということですけども、これをやるっていうのは前例がないことを沢山やることですから、かなり大変なことなんじゃないかなと思ってます。ですから、職員の対応要領を作る中で、やることが義務になっているんだ、やらなきゃならないんだ、っていうことを、特に強調した内容にしてほしいというふうに思っています。それが今日すごく言いたいなと思ったところでした。

それからまた別の話になりますけれども、資料3の中で、14条で解決機関を作らなければならないということになっています。こういう法律や制度が機能するためには、この解決機関がちゃんと機能して、そこに事例があがってきて、ちゃんと早い対応をして、事例が集積されていくことがすごく大事だと思っていて、そういうことの繰り返しで、まずい対応が段々こう、あるべきいい姿になっていくというふうになると思いますので、これを充実させることと、ちゃんと広報をして活用されるようにするということが、すごく大事だと思います。今のが三点目です。

それから四点目として、15条で国民に啓発をするというようなことがあったり、それから事業者に対しても義務を課している、差別的な取扱いを禁止するというような義務を課していますが、これをなかなかこう、実現するというのはすごく難しいんじゃないかなと思っています。

何故かという、障がい者にあまり接したことがない方だとやっぱりなるべく関わりたくないというような思いになったり、なんだかちょっとどういう人だか怖いな、ということになって、なるべく避けようとする心理というのが働くんじゃないかと思うんですよ。

そういうことを無くしていくためにどうしたらいいかという、すごく長期的な話なんですけれども、生まれた時から教育の現場から一緒に過ごす、ということがすごく大事なのかな、職場に入ってもそういう方がいて、社会の中でずっと一緒にいるということが大事なんじゃないかな

と思っています。

はい、そんなところです。

(高田部長)

はい。ありがとうございました。

今、4名の有識者の本部員の皆様から、大変貴重な御意見をいただきました。

それでは、ちょっとお時間まいりました。

最後に知事の方から今の感想を含めて、ちょっとお話を。

(高橋知事)

ありがとうございました。

条例ができて5年。そして我々が先駆的にやろうとしていたことを国の方でも様々な法律の整備等も進んできて、門屋先生からもお話がございましたとおり、条例の理念と役割と様々な法律、今日中心に御議論いただいたこの差別解消法を始めとする法律の役割っていうのをどういうふうに分担をしてやっていくのかというようなお話もございました。

それぞれの委員の方々の御意見、あるいは我妻議長からも周知を図ることを含めてですね、しっかりとした意識を道民の皆様を持ってもらうための御発言もいただいたところでございます。

こういったことを踏まえて、我々行政もしっかり、意識づけをしていくことが、職員の対応要領の中でも明文化するというお話も橋本先生からもございましたし、そういったことも重要だと思うわけですが、何としてもやっぱり、540万から50万おられる道民の皆様お一人お一人のレベルで、こういったことに対する理解を、そして先ほどおっしゃった「障がいのある人ってできれば避けたいわ」ということではなくて、同じ道民として、同じ日本人として、あるいはインターナショナル、人間としてともにこの地域を良くし、世の中を明るくしていくんだという、そういう共生の理念というんですかね、そういったことを一人でも多くの道民の方々に共有していただけるように、我々も啓発活動というところちょっとおこがましいのですが、キャンペーンも含めてしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

(高田部長)

ありがとうございました。

本日いただきました御意見を踏まえまして、今後とも各部連携しながら施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

予定の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

御多忙の中、御出席いただきまして本当にありがとうございました。

(一同：ありがとうございました。)